

けんしていゆうけいぶんかざい こうこしりょう
【県指定有形文化財（考古資料）】

しきりょういせきしゅつどひん
敷領遺跡出土品

れいわ ねん がつ にちしてい
(令和5年5月2日指定)



なりかわしきどき
成川式土器



すえき
須恵器



すえき
須恵器



はじき
土師器



はじき
土師器



はじき
土師器



はじき
土師器

しゃしんていきょう いぶすきしきょういくいんかい
(写真提供：指宿市教育委員会)

○ 所在地 いぶすきしじゅうにちょう ばんち じゅうかんここ
指宿市十二町2290番地（時遊館COCCOはしむれ）

○ 所有者 かごしまけん
鹿児島県

○ 特徴 とく ちょう
特徴

敷領遺跡は、874年3月25日（貞観16年3月4日）とされる開聞岳の火山灰によって埋没した集落遺跡です。平成26年度の調査で、建物内から県内初となるカマドと石組炉を組み合わせた調理施設が出土し、石組炉内から土師器甕、カマドから土師器甕と成川式土器の甕、カマドから少し離れたところで須恵器横瓶が出土しました。

九州南部の土器である成川式土器と、外来系の土器である須恵器や土師器が同時に使われていたことを証明するもので、国家体制に組み込まれた九州南部の様子を伝えるとともに、火山災害の様子を現在に伝える貴重な資料です。